



本会の活動は「赤い羽根共同募金」の助成を受けて運営しています



いっぷく会便り



〈4月号〉 令和7年4月1日 発行

KHJ 静岡県いっぷく会 (NPO 法人全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)

会長 中村 彰男

「いっぷく会」のホームページ <http://ippukukai.com>

3月例会のご報告

3月例会は、3月9日(日) 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」で開催しました。

◇連続学習会 13時15分～16時30分 参加者：33家族、36名(初参加1家族2名含む) 他6名

テーマ：ひきこもりと生活保護 ～ 親亡き後などの身辺自立

講師：NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会

ソーシャルワーカー 社会福祉士 深谷 守貞氏



講師は、三十代後半にひきこもりを経験、そして生活保護受給の経験もあり、その実体験をも含めてリアルなお話をいただきました。特に『生活保護』については、ソーシャルワーカーとして、そしてKHJでの兄弟姉妹の会を通しての実例の紹介など詳しく教えていただきました。

最初に、生活保護のイメージについて

『生活保護』というと、マイナス、ネガティブなイメージが強いですが、人生をもう一度やり直すための最後のセーフティネットなのです。

ひきこもりは全国推計146万人(内閣府2022年調査)、不登校児は全国で34.6万人(2023年度文部科学省調査)、これは対人関係に安心感が持てない社会を表すものであり社会的に大きな問題です。決して、親の育て方・本人の甘えではありません。そして、ひきこもりを抱える家族の高年齢化も深刻な問題となっています。8050(親80歳、当事者50歳)から9060(親90歳、当事者60歳)へと長期化しています。

憲法では、25条で生存権(最低限度の生活を営む権利)、13条で幸福追求権が保証されていて、その最低限度の生活を営むために『生活保護の制度』があります。

生活保護は権利なのですが、ひきこもっている本人は、第三者からの介入に対して強い葛藤を抱いたり、コミュニケーションが苦手だったり、強い対人不安などにより、その権利を行使するまで行き着かない現実もあります。

ひきこもりは、ガソリンの入っていない(エネルギーが無い)車と同じです。無理に動かそうとしても動くことが出来ません。親自身がリラックスするとともに肯定的関心、安心安全な家庭環境の提供でガソリンを充たすことが大事です。挨拶、ありがとうの言葉掛けも親が本人に安心を促す大切な行為です。

生活保護について

【生活保護法】で、『日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。』と定められています。(注：生活保護は世帯単位です)

1. 福祉事務所の仕組みと申請

生活保護受給の決定は、首長が任命した福祉事務所長が行う。

受給決定後は、現業員(CW: ケースワーカー)が生活保護受給者を担当する。

CWは、査察指導員の指導のもと、生活保護受給者の生活状況を把握し、生活保護受給者の自立に向けた支援を行う。

★注意してください。『水際作戦と硫黄島作戦』

福祉事務所は、生活保護受給申請書を受領したら必ず審査しなければならない。

そのために申請の窓口で申請書を受領しないように申請者を説伏する対応がある（水際作戦）。

また生活保護受給決定後に、何かと難癖をつけて受給者の側から生活保護を辞退させるように仕向けることもある（硫黄島作戦）。

2. 生活保護の受給条件（資産調査）

生活保護を受給するには4つの条件があります。

①世帯全体の収入が11万以下（静岡市在住の40～50代の独居の場合）、②家族や親戚などから支援を受けられない、③病気やケガなどの理由で働けない、④資産を持っていない（資産の考え方は、都市・地方、交通網、気候環境などで違ってきます。）

3. 生活保護の支給内容

生活保護では、必要に応じて、次の援助を受けられます。

①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助（就労に向けた費用）、⑧葬祭扶助

4. 生活保護受給者への就労支援プログラム

ハローワークなどと連携し、生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する制度です。この就労支援プログラムから、就職に至るひきこもり本人も少なくありません。

5. 居住支援法人

- ・自ら住まいを探したり、賃貸契約が難しい人の住まい探しを支援する、都道府県が指定した法人
- ・生活保護の家賃相当の住まいを探したり、保証人協会などとの調整を行う

ひきこもり支援における生活保護の課題

- ・本人が福祉事務所に申請
- ・家族・親族への扶養照会（「扶養できない」と回答することで対応可）
- ・受給決定後の就労支援プログラム（就活を求められる場合があるが、障害等の理由で適用されないことも）

生活保護制度の未理解・誤解が制度の活用を拒む《よく言われる誤解》

- ・生活保護を受けると働かせられる ⇒ 障害などの状況に応じて、就職支援プログラムは決定される
- ・生活保護を受けると貯金ができない ⇒ 貯金は可能
- ・生活保護では受給費の使途や家計が管理される ⇒ お金の使途に福祉事務所は干渉しない
- ・生活保護では旅行も行けない ⇒ 福祉事務所は特に干渉しない

生活困窮者自立支援制度（静岡市暮らし・しごと相談支援センター TEL:054-254-5213 静岡市社協）

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、本格的な支援体系を創設するものです。

自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

医療的支援が必要なサイン

- ・夜眠れない、夜中に突発的に大声を出したり、壁や床を叩いたりする
- ・幻覚症状を口にする

「保健所」などの保健機関と連携して、医療的支援を検討・介入していくことが大切です。

ひきこもりの医療的資源

訪問看護ステーション、原因の分からない疾患を診る「総合診療科」の利用も有用です。

地域包括支援センター

地域に住む高齢者の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるよう支援するもので、介護予防教室などの活用で、まず家族が社会資源とつながることも出来ます。

資産をどう遺していくか

相続は「法定相続」（兄弟にも資産が渡るように）が基本です。資産管理や生活面での必要な情報は書面化して遺しておいてください。そして、遺産だけでなく、親の築いた人間関係（支援者など）も子に引き継がれるという視点も大切です。

下記の事例紹介がありました。

- ・実家を出て（親と世帯を分けて）生活保護を受給し自立に至ったケース
- ・発達障がいを受容（医師の「今まで苦しかったですね。よく頑張ってきましたね」の言葉）から生き直しに至ったケース
- ・生活保護の就労支援プログラムから自立に至ったケース
- ・地域包括支援センターの介護予防教室を通じて、母親が地域とのつながりを構築したケース
- ・親亡き後の本人の生活基盤を整えたケース

著書の紹介

- ①「健康で文化的な最低限度の生活」 作者：柏木ハルコ（小学館ビッグコミックス）
新卒で福祉事務所に配属された新米ケースワーカーの奮闘記 「生存権とは何か？」を考えさせられる話題のマンガ。
- ②「きょうだいの進路・結婚・親亡き後」 著者：藤木和子（中央法規出版）
聴覚障害のきょうだいがいる弁護士、藤木和子氏がきょうだい当事者の立場から、きょうだいの生活と将来、本人との関わり方について、分かりやすく解説。親が読んでも分かりやすい内容です。

最後に

社会制度は使っていくことで生きづらさが軽減されたりもします。特に生活保護は、親亡き後の経済的不安にも強い味方となります、国民の権利です、積極的に活用してください。

社会制度を活用するには、家族間の安心感が大切です。本人との小さな関わり方は、家族だからこそ出来ること！特に兄弟姉妹は、雑談などで本人の味方になったり、社会資源の情報収集にも長けています！

ひきこもりを”良い悪い“という価値感で判断しないでください。ひきこもりとは「生き方」の1つでもあり、その生き方を支援する。ひきこもることで生じる困り事（課題）に寄り添うことが大切です。自分や家族が何がどう困っているのかを支援者に伝えていくことも大切です。家族は是非、信頼のおける人や支援者とつながっておいてください。

このように学習をさせていただきました。ありがとうございました。
そして、その後の質疑応答にも丁寧に応えていただきました。



5月例会のお知らせ

日時：令和7年5月11日（日） 13:15 ～ 16:30（受付 13:00～）

会場：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」505 会議室

我が家の愛すべきA君 ～みんなで語ろう～ いっぷく会会員による交流会

今回は、子供さんの事について話す機会としました。ちょっと見方を変えると、とても愛おしく思える我が子の事、また色々な体験や、病院や作業所の情報などもお寄せ頂けると有難いです。みんなで気軽にワイワイ話ができるといいですね。

お知らせコーナー

(次回例会までの予定などをお知らせしています)

◇会員交流の場「地区会」

- ・ 東部地区 4月27日(日) 13:30~16:30 (心理士の先生の参加はありません)
富士市フィランセ東館2階 面談室
- ・ 中部地区 5月25日(日) 13:30~16:30 (参加心理士) 山本 弘一氏
あざれあ 503 会議室

赤い羽根共同募金からの助成が決まりました

令和7年度のいっぷく会の活動に対して40万1千円の助成が決まりました。

多くの方の善意による資金です。感謝の気持ちをもって、大切に、そして有効に活用させていただきます。

○おすすめ動画

今回のオススメYouTubeは「めちやコマチャンネル」です。

元ひきこもりの方や支援者の方が出演されます。地味ですが、堅実で誠実で好感がもてますね。ひきこもりのための通信教育もやっている会社が提供しています。テレビでもけっこう放映されたから、知ってる人も多い会社だと思います。司会役の人の穏やかで素朴なお話ぶりをぜひご視聴ください。(味岡)

オヤジの会

4月20日(午後2時)
次の日曜日です!!



グループカウンセリング

5月25日(最終日曜日)
スタートします!!

「いっぷくサロン」 気軽にお出かけください(当番がいます)

毎週木曜日 午後1時~4時(祝日は除く) 番町市民活動センター2F いっぷく会事務所

《会長一言》

3月に4泊5日の入院生活を体験しました。記憶にないくらいの長さです。昨年後期高齢者の仲間入りという節目の年に、10数年ぶりに検査を受けた結果です。幸いさして重篤な病状ではないため、手術当日を除いてはゆっくり過ごすことができました。

この間暫し病院の内側から医療の世界を覗き、種々考えさせられることがありました。医療の地域格差 地域医療連携 国民皆保険 高額医療費制度 医師の働き方改革・・・

思い付くだけでも次から次へと問題点が浮かんできます。要はおちおち病気などになっては行かない、その時は最善の方策を探るしかないということ。

私の息子の健康保険証はいつも真っ新です、実に不思議なほど病気をしない。医者とは縁遠い状況ですが、これがいつまでも続くはずはありません。その時の方策を未だに考えつきません。頭の回転はここで止まってしまいます。

いっぷく会は、会員制で会員の会費で運営されています。会員以外の方もご参加されることは大いに歓迎していますが、その場合は参加費を一回1500円負担して頂いています。ただし初回は体験として無料で参加いただけます。そして年会費8000円(年度途中での加入は月割額700円)で、加入していただければその後の参加費は無料です。詳しくは事務局まで問い合わせ下さい。

事務局 E-mail : ippuku-kai@outlook.jp 電話 090-6081-0766